

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十二条第三号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)</p> <p>第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと(第一号に掲げる理由を除く。)</p>	<p>(電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由)</p> <p>第二十三条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。